平成２８年（再イ）第９２号

東京都台東区竜泉３―37―５―801

再生債務者　大森　　操

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月13日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第２号

熊本県熊本市中央区北千反畑町１―35　701号

再生債務者　中野　朋彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２８年（再イ）第３号

青森県八戸市大字田向字冷水26番地３　ルソレイル・アン201

再生債務者　小田桐幸春

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２８年（再イ）第６号

栃木県宇都宮市簗瀬町2564―２　ボヌール103号室

再生債務者　黒木　康行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月12日

宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再イ）第２７号

さいたま市大宮区宮町３丁目48番地　養和ハイツ202

再生債務者　五十嵐正樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第１５号

東京都西東京市住吉町３―16―15―202（住民票上の住所）茨城県土浦市蓮河原新町７―２―103

再生債務者　工藤　　究

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月13日

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第１５号

堺市東区日置荘西町３丁14番21―103号

再生債務者　松岡　和義

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月13日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再イ）第５１号

愛知県愛西市諏訪町中杁290番地１　高彦ハイツ309号

再生債務者　西村　　真

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月13日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第４９号

札幌市豊平区中の島２条11丁目２番２―503号

再生債務者　青田慎之輔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第５２号

札幌市中央区北９条西19丁目35番地　インペリアルワタナベ412号

再生債務者　小森　　学

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第３号

北海道小樽市桜２丁目19番３号

再生債務者　渡部　　敦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（再イ）第３号

千葉県木更津市犬成326番地１

再生債務者　横田　　敦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月14日

千葉地方裁判所木更津支部

公立学校共済組合定款の一部変更について

公立学校共済組合定款（昭和三十七年十一月三十日制定）の一部を次のように変更する。

平成二十八年六月二十九日　　公立学校共済組合理事長　玉井日出夫

第二十八条の二第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則に次の一項を加える。

18　平成二十八年七月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に退職した者（組合員期間が十五年以上であり、かつ、五十五歳となった日以後初めて退職した者に限る。）の任意継続掛金に係る施行令第四十六条の二第二号（特続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百八十号）附則第八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する組合の定款で定めた額は、施行令第四十六条の二第一号に掲げる額からその額に百分の三十を乗じて得た額（その額が同条第一号の規定による平均額を超えるときは、当該平均額）とする。

附　則

1　この変更は、平成二十八年六月三十日から実施し、変更後の第二十八条の二並びに次項及び附則第三項の規定は、同年四月一日から適用する。ただし、附則に一項を加える変更規定は、同年七月一日から実施する。

2　平成二十七年九月三十日以前に退職した者の平成二十八年四月分以後の任意継続掛金に係る公立学校共済組合定款の一部変更（平成二十七年九月三十日）による変更前の第二十八条の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「千分の百一・五〇」とあるのは「千分の八十六・二〇」と、同項第二号中「千分の百十三・七四」とあるのは「千分の九十七・〇四」とする。

3　平成二十七年十月一日から平成二十八年六月三十日までの間に退職した者の同年四月分以後の任意継続掛金に係る持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百八十号）附則第八条第一項又は第二項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十六条の二第一号に規定する組合の定款で定める割合は、百分の三十とする。